

第 8 回計画策定委員会における主なご質問・ご指摘事項

No.	委員質問・指摘事項要旨	検討内容	
		対応	説明等
第 7 章 部分	1 【資料 1 P76 第 7 章計画の進行管理 1-1 推進体制】 ・ P76 の推進体制において、「住民」、「事業者」、「関係機関・団体」等の各取組の実施主体が「事務局（産業・環境政策課）」とだけしか矢印でつながっておらず、「関係各課（全課）」とつながっていないように見える。 ・「事務局（産業・環境政策課）」と「関係各課（全課）」が連携・協力と記載されているが、計画が全庁的に動くよう、一体的な体制として表記した方が良いのではないかと。	修正	本計画の推進にあたっては、部署間の枠組みにとらわれず、分野横断的な連携体制を構築し、全庁的に取り組んでいく考えであります。 ついては、ご指摘のとおり、P76 の推進体制図において、「産業・環境政策課（事務局）」と「その他関係各課（全課）」を一つの主体として統合し、表記するよう修正します。
	2 【資料 1 P78 第 7 章計画の進行管理 1-2 主体の役割】 P78 の「⑤中間支援組織」の項目において、「気候市（町）民会議等からの発展による新規組織の設立」とあるが、気候市民会議は会議体ではなく、活動の取組手法であるため、表現を修正してはどうか。	修正	ご指摘のとおり、気候市（町）民会議は会議体などの組織ではないため、P78 の「⑤中間支援組織」の説明文において文言を修正します。 なお、その他「気候市（町）民会議」については、P44 の「基本目標 6 環境教育・活動の充実」の具体的な取組②に記載するとともに、P115 の用語解説に新たに追記します。
その他	3 【全体を通じて】 環境基本計画について、住民の方々にいかに分かりやすく伝えていくかが今後の課題である。パンフレットやリーフレットを作成する際には、例えば中学性と一緒に考えてつくっていくなどの取組は一緒に考える良い機会となるため、そういった手法も検討いただき、PRに努めていただきたい。	取組 検討	計画のPRにつきましては、計画策定後に概要版を作成し、町内全戸に配布を予定しています。 また、あわせて環境政策プロモーション業務の中で、環境教材として活用できるような「誰が見ても分かりやすい啓発冊子」を作成予定としています。